11月 木曜教室ご案内

(公社)熊本法人会
TEL ３５３－２５５５

※　今月は会場の都合により、金曜日開催です。ご了承ください。

40年ぶりの
労働基準法見直し

～ これからの働き方はどう変わるのか ～

労基法“見直し論点”から読み取る

中小企業が備えておきたいポイント

働き方の多様化が進む中、戦後から続く労働基準法は大きな枠組みを保ったまま今日まで運用されてきました。現在、40年ぶりとなる抜本的な見直しに向けた議論が進んでいます。2026年度の国会提出は見送られたものの、示されている改正内容の概要は多くの企業で注目されており、今後の労務管理を左右する重要テーマとなるでしょう。そこで本セミナーでは、現時点で明らかになっている概要を整理し、企業として予め社内準備を整えていくための中小企業が“今から”備えておくべきポイントをわかりやすく解説します。あわせて、関心が高まるカスタマーハラスメント対策についても最新動向を取り上げます。情報の早期整理が、制度整備の遅れを防ぐ最大の武器になります。皆さま多数のご受講をお待ちしております。

＊ 日　　時　令和8年 **１１月２０日（金）**　13:30 ～ 16:30（15分前開場予定）

＊ 場　　所　くまもと県民交流館パレア　会議室１　［テトリアくまもとビル（鶴屋百貨店東館9F）］

＊ 講　　師　横浜リンケージ社労士事務所　代表　**蔵中一浩** 氏（特定社会保険労務士）

＊ 受 講 料　**無料**（但し、非会員は1名につき4，000円）

＊ 講座内容

1．最近時の労働法改正点の振り返り
2．今回の労働基準法改正の背景と主旨
3．具体的な労働基準法の各改正点
　① 連続勤務の上限規制
　② 法定休日の明確化
　③ 勤務間インターバル制度の義務化
　④ 副業・兼業時の割増賃金算定ルールの見直し　等
4．法改正に伴い必要な社内での対応内容
5．カスタマーハラスメント防止法成立について
6．カスタマーハラスメントの内容、原因、種類等
7．カスタマーハラスメント防止のためのポイント



＊ 定　　員　８０　名（予定）



講　師
プロフィール

大学卒業後、(株)横浜銀行に入行し、主に融資審査や中小企業との相談・折衝に従事。銀行員としての約30年の経験を積み、金融業務の知識と中小企業支援のノウハウを培う。平成25年(2013年)に横浜市内で社会保険労務士事務所を開設し、独立。社労士としての枠にとらわれず、銀行員時代の経験を活かして中小企業経営の支援に取り組んでいる。

満席の場合のみ、折り返しご連絡致します。
予めご了承ください。

※　下記をご記入の上、**11/13（金）までに**FAXを頂きますようお願いいたします。なお、**当日受付にご提出**下さい。

申込み先 FAX ３５３－２５５６

令和８年　１１月　木曜教室申込書／当日出席票　HP			
会社名		TEL	
所在地	〒	FAX	
お名前 フルネームを記入		申込計	名